

JRP 声明

「撮影罪」と呼ばれる罪名は 変えるべきである

2023 年 7 月 13 日、「撮影罪」が施行された。それは「性的姿態撮影等処罰法」を新設したものであった。盗撮行為に対しては、これまで各自治体の条例等によって規制されていたが、不十分だったとして刑法上の犯罪としたのである。

盗撮は当然、犯罪である。スマホや小型カメラの普及によって検挙者数は 2012 年の 2000 件から 2021 年の 4000 件へと激増したとの報道（テレビ東京）もある。

しかし、こうした「盗撮」を取り締まるのに、略称とは言え「撮影罪」という幅広い名称でくくってしまう点に重大な問題が生じている。法令の内容は性的姿態などの撮影の処罰であると明示しているのに、なぜ「盗撮罪」としなかったのか、合理的な説明がない。「～撮影等処罰法」としたためにメディアは「盗撮」でなく「撮影罪」と表現しがちとなる。

刑法は通常、「窃盗罪」「詐欺罪」「強盗罪」「殺人罪」のように犯罪名を法令名としている。したがって「撮影罪」という名称は、撮影という行為自体が基本的に犯罪であるという誤った理解を広げるものとなりかねない。それは表現の自由、報道の自由を規制するものともなる。“先進国”、民主主義国を自認する日本であれば、そうした錯誤を助長することがあってはならないはずである。

一般論として、犯罪や汚職取引、違法投棄、政治家のスキャンダルなど、許可を得ることなく、秘かに撮影して暴露すべきケースは日本社会で絶え間なく発生している。統一教会問題もジャニーズ問題も、BIG モーターも社会問題化するまでに様々な情報が明るみに出されるという経緯があった。諸・週刊誌には多くの写真が掲載された。こうした現場での撮影は社会的な正義とみなされるはずである。

だが新法は「性に関わる盗撮」ではなく「～撮影等処罰法」となった。そのように広く網をかけておけば、法令の中身をわずかに手直しするだけで、政・官界のスキャンダルや政治家と業者の癒着現場などでの隠し撮りも、人格権の侵害だ、撮影罪違反だなどとして逆に撮影者を犯罪者とすることさえ可能となる。

こうした危険をはらむのが「撮影罪」と略される名称である。私たち写真家はこの法令名を、刑法の本来の目的である「性盗撮処罰法」に変更すべきだと強く求めるものである。